

随意契約理由書

件名	須磨里222号線災害復旧工事	
契約の相手方	八雲建設 株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本事業は、平成30年7月5日の豪雨災害で崩落した須磨里222号線の道路下法面の復旧・補強を行う工事である。 当該事業地は被災後、法面下方にある畑用地の崩土の撤去を行い、完全に通行止めとしている。車両は通行できないが、地元では日常的に利用している里道であるため、再度の被災を防止するとともに今後長期的な交通の安全性を確保するためには、法面を構造物にて復旧・補強する必要がある。 工事契約にあたり、地権者との協議が整ったことを受け、直ちに競争入札に付したが、11月27日の開札の結果、応札者なしであった。 当工事は、道路が本来有すべき十分な安全性を回復し、通行の確保を行うものである。また、当該道路は地元の農業にも必要なものであり、発災後1年以上が経過していることから、早期に着工する必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約することとする。 なお、上記業者は本工事の入札参加申込み業者であり、問い合わせしたところ、契約可能であるとの回答をもらった。また、神戸市建設協力会の構成員であるとともに、これまで多くの法面工事・災害復旧工事の実績があり、管内でも現在施工中の工事がある。このため、監督員との連絡・調整も容易であり、資器材の調達など臨機な対応ができ、迅速かつ確実な施工が可能であることから、請負業者として選定した。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 西部建設事務所 安全推進係	(電話番号 742 - 2424)